

令和8年度デジタル観光プロモーション事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和8年度デジタル観光プロモーション事業

2 目的

本事業は、DMOによるビッグデータ等を活用した分析結果に基づき、マーケティングの発想によるデジタルプロモーションを実施し、本県の観光情報を的確にターゲットに届けて効果的かつ効率的に本県観光地への誘客を促進させるとともに、同プロモーションの成果指標データの継続的な収集・分析を行うことで、本県のプロモーション及びセールス施策に反映させ、観光消費を増加させることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 対象地域・ターゲット

ビッグデータの分析結果を踏まえ、本県の観光客の約7割を占める下記エリアを主な対象としてターゲット設定を行い、そのターゲットに適するコンテンツを発信すること。

- 東京・神奈川・大阪・兵庫
- 広島・福岡
- 山口

5 対象ウェブサイト・SNSアカウント

○運用対象のウェブサイトは、山口県観光連盟（以下「連盟」という。）公式ウェブサイト「おいでませ山口へ（<https://yamaguchi-tourism.jp>）」

○運用対象のSNSは「Facebook」、「X」、「Instagram」とし、連盟の公式SNSアカウントを引き継いで運用すること。

Facebook : アカウント名「おいでませ山口へ @oidemase.yamaguchi」

X : アカウント名「おいでませ山口へ @oidemase_info」

Instagram : アカウント名「おいでませ山口へ @oidemase_yamaguchi」

6 業務概要

(1) 公式ウェブサイト「おいでませ山口へ」の情報充実化

① SEO対策の実施

- ・ 本県の観光情報が検索ユーザーに届きやすくなるよう、「おいでませ山口へ」ウェブサイト（以下「本ウェブサイト」という。）を検索結果の上位に表示させ、サイト流入の増加を図ること。
- ・ 有害サイトの抽出、否認作業を通してSEOのマイナス評価がつかないようにする

こと。

- ・ 定期的にサイト全体の構造を抽出し検索エンジンに報告することで、検索にかかりやすい環境を整えること。
- ・ 設定したターゲットに対して的確に情報を届けるため、必要に応じてウェブサイトを改修すること。

② 地元ライター・地元カメラマンによる記事作成・掲載・写真撮影

- ・ 地元ライターは本ウェブサイトにおいて、地元ならではの視点で発掘した情報を利用者目線でレポートし、写真や文章で発信することにより、ウェブサイトを充実させること。
- ・ 地元カメラマンは本ウェブサイトや公式 SNS 等でのタイムリーな情報発信ができるよう、ウェブサイトや公式 SNS 等で展開可能な季節の風景やイベント、最新スポット等地元ならではの旬の素材を撮影し、提供すること。
- ・ 地元ライター・地元カメラマンは、原則として山口県内在住者として、属性別（例：若い女性、ファミリー、アクティブシニア等）に複数名採用すること。
- ・ 地元ライター及び地元カメラマンの採用、運用、連絡調整並びに納品物の確認等に係る事務業務を行うこと。
- ・ 地元ライターが作成した記事（以下「ブログ記事」という。）の校正作業の効率化を図るため、校正ガイドラインを作成すること。なお、ガイドラインにおいて、校正に係る受託者と連盟の役割分担及び作業範囲を明示すること。
- ・ ブログ記事については、地元ライターからの納品後、前項のガイドラインに基づき校正作業を実施した上で、連盟に提出すること。
- ・ 地元ライターは全員合わせて月に 4 記事以上を投稿すること。
- ・ ブログ記事の内容は投稿前に連盟の了承を取ること。なお、公開・非公開の管理権限は連盟とすること。
- ・ 地元ライターが投稿する記事案や地元カメラマンの撮影スポット・対象等については、連盟と協議の上決定すること。
- ・ ブログ記事の PR ツール（ステッカー等）を作成し、地元ライターが取材した施設等へ配布すること。
- ・ 地元カメラマンが撮影した写真を、本ウェブサイトのフォトダウンロードページに登録・公開すること。

③ 画像・動画素材の作成・掲載

- ・ 本ウェブサイト及び公式 SNS で展開可能な画像・動画を作成し、掲載すること。
- ・ 掲載する画像・動画の概要等については、連盟と協議の上決定すること。

④ 新規特集ページの作成・掲載

- ・ 本ウェブサイト上のコンテンツを充実させるために新たな特集ページを 5 本以上作成し、サイトに掲載すること。

⑤ 新規モデルコースの作成・掲載

- ・ 本ウェブサイト上のコンテンツを充実させるために新たなモデルコースを 2 本以上作成し、サイトに掲載すること。

⑥ 既存コンテンツの整理及び新規ページの提案

- ・ 特集記事、ブログ記事等の既存コンテンツで取り上げた観光素材を整理し、一覧化等により可視化すること。
- ・ 前項の整理結果を踏まえ、既存コンテンツを活用した新規ページを提案すること。なお、提案書においてその一部を例示すること。
- ・ その他、本ウェブサイトに必要なと考えられる新規ページがあれば提案すること。

⑦ 専門家との連携

- ・ 市場のニーズ及びそれに対応する県内の観光素材を明らかにし、コンテンツを充実させるための助言及び広告や SEO 対策、ログ解析に関する助言を得るため、専門家との連携に取り組むこと。
- ・ 専門家は本業務の実施に際し、自治体類似案件での経験と成果、専門的知見を有するなど、十分な経験と能力のある有識者であること。

⑧ 報告

- ・ 本ウェブサイトへのアクセス数管理、ログ解析を行い、解析の考察及び今後のアクションプランの提案を四半期ごとに連盟に報告すること。また、当内容に関する市町向けのレポートを四半期ごとの連盟の報告に合わせて提出すること。
- ・ パソコンの画面上において簡易な操作で必要な情報を集計、ビジュアル化できるオンラインレポート機能を付与すること。

⑨ SEO 対策および本ウェブサイトの情報更新等に係る助言

- ・ 連盟職員が自ら本ウェブサイトの SEO 対策が図れるよう、連盟職員に助言を行うとともに、本ウェブサイトを更新する市町担当者に対し、本ウェブサイトの役割や継続的な更新の重要性について理解を促すとともに、活用を促進するための研修を実施すること。

(2) 公式 SNS アカウントを活用した情報発信の充実化

① コンセプト設定

- ・ 山口県が観光面で持つ強みを分析し、公式 SNS アカウント (Facebook、X、Instagram) の運用における基本的な発信方針となるコンセプトを設定すること。

② コンセプトに沿った投稿記事の作成

- ・ 公式 SNS アカウント（Facebook、X、Instagram）に投稿する記事は①で設定したコンセプトに沿うものとし、記事の概要等については、連盟と協議の上決定すること。
- ・ 決定した概要に基づいて投稿記事を作成すること。
- ・ 原則、投稿素材は受託者が現地で取材するなどして集めたものを使用すること。
- ・ 投稿回数は各 SNS で原則週に 1 本以上、合計で週に 4 本以上とする。

③ 地元ライターによる記事に合わせた投稿

- ・ （1）②で、公式ウェブサイトに掲載された地元ライターによる記事の概要を SNS 投稿用に編集し、情報発信を行うこと。

④ フォロワー獲得のためのキャンペーン

- ・ フォロワー数増加に繋がるキャンペーンを実施すること。

⑤ （1）③、（2）②③④の投稿作業の実施

- ・ 投稿内容は全て連盟に承認を得た上で投稿すること。
- ・ 投稿でアンケートを実施したり、コメントに対して返信したりするなど、ユーザーと交流を図る等により、アカウントや投稿の評価を高め、投稿が表示されやすくなるよう助言を行うこと。
- ・ 悪質なコメントやなりすましアカウント、炎上などの脅威に適切に対応すること。

⑥ 報告

- ・ SNS アカウントの状況（フォロワー数、インプレッション数等）について、連盟の指示する方法によりとりまとめ、原則毎月 10 日までに連盟に報告すること。

⑦ SNS 仕様変更等への対応

- ・ SNS の仕様変更やアナリティクス機能の変更等を把握した場合は、その内容を随時報告するとともに、運用に関する助言を行うこと。

（3）ターゲティング広告の実施

居住地域、年齢、性別等の属性に応じてターゲティングした WEB 広告や SNS 広告等を実施し、公式ウェブサイトや観光素材等の認知拡大を図る。また実来訪計測が可能な広告も実施し、集客への効果を可視化することで、分析の精度を上げ、次なる実施策の検討に活用する。

① 本ウェブサイトをランディングページとする広告

- ・ 広告の手法、配信期間、ターゲット等については、連盟と協議の上決定すること。
- ・ その他有効な広告手段があれば、随時実施すること。なお、提案書においてその一部を例示すること。

- ・ 内容およびランディングページについては、連盟の依頼または受託者の提案により定めること。

② 実来訪計測が可能な広告

- ・ 広告接触者の本県への実来訪数計測が可能な広告を実施し、次なる実施策の検討に活用できるデータを蓄積すること。

③ 広告の効果測定及び報告

- ・ 広告の配信結果を、エリア、年代、性別、クリック率、クリック単価等の指標により報告すること。
- ・ 検証結果及び今後の展開についての改善提案を、原則毎月 10 日までに連盟に報告すること。

(4) 追加提案

- ・ (1)～(3)の内容に加え、事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法・PR等があれば、予算の範囲内で提案すること。

(5) 実績報告

- ・ 全ての業務終了後、事業の実施結果を分析の上実績報告書にまとめ、すみやかに連盟に提出すること。

7 その他

- ・ 本ウェブサイトへの記事の掲載及びログ解析等については、本ウェブサイトの保守管理を委託している「株式会社トラベルジップ」と連携して実施すること。
- ・ 今回の業務委託により作成されたすべての成果物に関する著作権、所有権、その他の一切の権利は、連盟に帰属するものとする。ただし、成果物に第三者から提供された素材を使用した場合、その素材に関する権利は提供者に帰属するものとする。
- ・ 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- ・ 本業務の達成に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。
- ・ 受託者は、本業務を実施するにあたり、連盟と十分な調整を行うこと。
- ・ 本業務を円滑に遂行するため、連盟は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて連盟と受託者が協議の上、定めるものとする。